



2021年9月7日

各位

会社名 Shinwa Wise Holdings 株式会社  
代表者名 代表取締役 倉田 陽一郎  
(コード：2437 東証 JASDAQ スタンダード)  
問合せ先 取締役 岡崎 奈美子  
(TEL. 03-5537-8024)

### 当社株主による質問書への回答書

当社は、当社の株主であるサイブリッジ合同会社から 2021 年 9 月 3 日付「質問書」を 2021 年 9 月 4 日に受領いたしましたので、以下のとおり回答いたします。その内容につきましては、添付の別紙 1 「質問書」のとおりです。

#### 1. 伊勢氏の現在の債務状況と当社取締役会の認識について

「FACTA」2020 年 10 月号にて、「イセ食品「91 歳鶏卵キング」が崖っぷち」と題する記事（以後、「本件記事」という。）で、イセ食品株式会社の資金繰りの悪化を指摘された件についてですが、同社の経営状況について、伊勢氏に直接真意を問い、さらに「FACTA」誌に対して法的措置を含め抗議しないのかと質問しました。伊勢氏はその際、「一雑誌が言っていることをあなた方は相手にされるのですか？私は相手にもいたしませんので、クレームもいたしません」とおっしゃいました。当社としましては、その掲載記事の内容が不明だったこともあり、当社取締役会長の言葉をそのまま受け入れたのが事実であり、また同社は非上場の会社でもあり、その信用調査にコストと時間をかけることはせずそれ以上の調査は致しませんでした。

#### 2. 本株式交換との関係について

その後、2021 年 6 月 1 日に締結された基本合意書の話もあり、イセ食品株式会社の経営状態については懸念もありましたが、イセ株式会社所有の美術品リストが提示され、そのリストの総額が多額であることが確認されたため、伊勢氏の個人保証の件については開示を求めませんでした。

当社は、アイアート社との株式交換で、日本のオークション会社売上第 2 位となります。

さらに株主の皆様への利益の還元ができるよう、当社としましては鋭意努力いたしますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。 以上

2021年9月3日

Shinwa Wise Holdings株式会社

取締役・監査役 各位

サイブリッジ合同会社  
代表社員サイブリッジホールディングス株式会社  
職務執行者 水口翼

## 質問書

まず、2021年9月2日付でお送りをしております「質問書」（以下「前質問書」といいます。）について、ご対応をいただいておりますこと感謝申し上げます。

Shinwa Wise Holdings株式会社（以下「貴社」といいます。）の取締役会長を務める伊勢彦信氏の債務状況について、「FACTA」2020年12月号「イセ食品「91歳鶏卵キング」が崖っぷち」と題する記事（以下「本件記事」といいます。）において、イセ食品株式会社の資金繰りが悪化しており、伊勢氏個人の美術品のコレクションの一部が処分される可能性があることが指摘されております。

前質問書に加えて、伊勢氏の債務状況と貴社によるアイアート株式会社を完全子会社化する株式交換（以下「本株式交換」といいます。）との関係について、貴社の発行済株式359,100株（持株比率：4.82%）を保有する筆頭株主であるサイブリッジ合同会社（以下「当社」といいます。）は貴社に対して、本質問書を提出し、下記の質問に対して具体的な内容を伴う回答を求めます。

また、公平な情報開示の観点からすべての株主の皆様も平等に確認できるよう、2021年9月7日正午までに貴社ウェブサイト上にて回答を公開することを求めます。

前質問書と同様に、万が一、本質問書記載の質問に対して、了解可能なご回答をいただけなかった場合には、当社は、本株式交換の差止め、貴社取締役に対する責任追及等の手段を具体的に検討せざるを得なくなることを付言いたします。

## 記

## 1. 伊勢氏の現在の債務状況と貴社取締役会の認識について

本件記事は、イセ食品株式会社（以下「イセ食品」といいます。）の資金繰りが悪化していることを指摘しており、伊勢氏はイセ食品のオーナーであることから、当社としては、イセ食品の債務について伊勢氏個人が連帯保証をしているものと推察をしております。本件記事においても、

「オーナーで「エッグキング」の異名を持つ伊勢彦信氏はわが国有数の美術品蒐集家で、今度ばかりはコレクションの一部を処分する覚悟もしているようだ。」との記載がございます。

取締役個人の債務状況については、会社と取締役との委任契約の終了原因にも影響があることから、取締役を選任する上で重要な確認事項の一つであり、選任にあたっては十分に確認をすることが一般的であると考えております。

本件記事に記載のあるようなイセ食品の資金繰りの悪化や伊勢氏個人でのイセ食品の債務の連帯保証の有無などの伊勢氏個人の債務状況について、伊勢氏が貴社の取締役就任をする前から現在に至るまで、貴社における調査実施の有無についてご回答ください。ご回答にあたっては、調査を実施している場合には、調査の時期、調査の内容・範囲、調査の結果についても具体的にご回答ください。また、調査を実施していない場合には、取締役の選任にあたって重要な事項である個人の債務状況について、調査を実施しなかった理由について具体的にご回答を願います。

## 2. 本株式交換との関係について

本件記事の他に、「FACTA」2021年4月号「「イセ銘柄」の美術品購入 シンワHDが抱える含み損」と題する記事において、貴社と伊勢氏との関係について記載がされていることから、貴社においてもイセ食品に信用不安の問題が指摘されていることは認識をされていたものと考えております。そして、イセ食品のオーナーである伊勢氏がイセ食品の債務を連帯保証している可能性についても、貴社では当然に認識をされているものと考えております。

一方で、本株式交換では、伊勢氏個人が取得してきた美術品の専売権を貴社が取得できることを理由に、第三者算定機関が算定した算定レンジを大幅に上回る比率での株式交換契約が締結されております。仮に、イセ食品の信用不安の状況が深刻であり、イセ食品の債務を伊勢氏が連帯保証をしていた場合には、伊勢氏個人が取得してきた美術品もイセ食品の債権者から差し押さえられるという可能性も十分に考えられます。そして、そのような事態に陥った場合には、貴社において伊勢氏が取得してきた美術品を取り扱うことができなくなりますので、本株式交換の実施を検討する過程で貴社において当然に検討をされたものと考えております。

そこで、貴社において、本株式交換の実施を検討する中で、イセ食品の信用不安及び伊勢氏個人の債務状況についての検討の有無をご回答ください。この点について、検討をされている場合には、検討をされた具体的な内容（イセ食品の信用不安等の事実の存否についての貴社の見解、伊勢氏個人が取得してきた美術品等がイセ食品の債権者に差し押さえられる可能性の程度に関する貴社の見解など）についてご説明を願います。また、この点について、検討をされていない場合には、なぜこの点について検討をされなかったのかについて具体的にご説明を願います。

以上

受取人 〒104-0061  
東京都中央区銀座七丁目4番12号銀座メディカルビル2F  
Shinwa Wise Holdings株式会社

代表取締役社長 倉田陽一郎様

